

# 高島市水道事業経営戦略

【令和8年度～17年度】

令和8年3月改定  
高島市上下水道課

# 目 次

1. 事業概要	4
(1) 事業の現況	
(2) これまでの主な経営健全化の取組	
(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析	
2. 将来の事業環境	12
(1) 給水人口の予測	
(2) 水需要の予測	
(3) 料金収入の見通し	
(4) 施設の見通し	
(5) 組織の見通し	
3. 経営の基本方針	15
4. 投資・財政計画（収支計画）	16
(1) 投資・財政計画（収支計画）	
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	25
6. 料金回収率向上に向けたロードマップ	25
7. 資料	26
投資・財政計画（収支計画）	
(1) 収益的収支	
(2) 資本的収支	

# 高島市水道事業経営戦略

団 体 名： 高島市

事 業 名： 水道事業

策 定 日： 令和 8年 3月

計 画 期 間： 令和8年度 ~ 令和17年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給水

供用開始年月日	昭和 28 年 12 月 20 日	計画給水人口	45,600 人
法適（全部・財務） ・非適の区分	法適（全部）	現在給水人口	42,913 人
		有収水量密度	0.49 千 $m^3$ /ha

(令和6年度末現在)

#### ② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水 <input type="checkbox"/> ダム <input type="checkbox"/> 伏流水 <input checked="" type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> 受水費 <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施設数	浄水場設置数	41	管路延長	638.82 千 m
	配水池設置数	55		
施設能力	36,371 $m^3$ /日		施設利用率	51.9%

(令和6年度末現在)

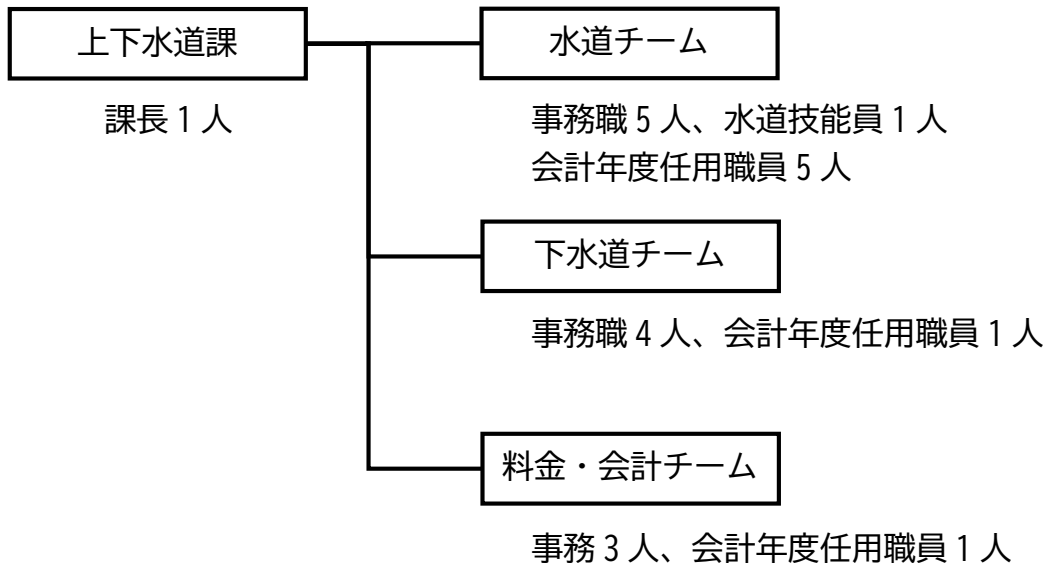
### ③ 料金

<p>料金体系の概要・考え方</p>	<p>本市では、基本料金と従量料金で構成する二部料金制を採用しています。</p> <p>基本料金は口径別で基本水量 10 m<sup>3</sup> (2 か月) を設定し、超過料金は使用水量が増えるほど単価が高くなる逡増制を採用しています。</p> <p>●水道料金表 (2 か月あたり、税込)</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="564 622 1430 1066"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>使用水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13 mm</td> <td rowspan="8">10 m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,540 円</td> </tr> <tr> <td>20 mm</td> <td>1,650 円</td> </tr> <tr> <td>25 mm</td> <td>2,860 円</td> </tr> <tr> <td>30 mm</td> <td>4,400 円</td> </tr> <tr> <td>40 mm</td> <td>8,140 円</td> </tr> <tr> <td>50 mm</td> <td>12,650 円</td> </tr> <tr> <td>75 mm</td> <td>30,800 円</td> </tr> <tr> <td>100 mm</td> <td>56,650 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 超過料金</p> <table border="1" data-bbox="564 1162 1158 1411"> <thead> <tr> <th>使用水量</th> <th>1 m<sup>3</sup>につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 m<sup>3</sup>~100 m<sup>3</sup>まで</td> <td>121 円</td> </tr> <tr> <td>101 m<sup>3</sup>~200 m<sup>3</sup>まで</td> <td>154 円</td> </tr> <tr> <td>201 m<sup>3</sup>~500 m<sup>3</sup>まで</td> <td>176 円</td> </tr> <tr> <td>501 m<sup>3</sup>以上</td> <td>198 円</td> </tr> </tbody> </table>		口径	使用水量	金額	13 mm	10 m <sup>3</sup> まで	1,540 円	20 mm	1,650 円	25 mm	2,860 円	30 mm	4,400 円	40 mm	8,140 円	50 mm	12,650 円	75 mm	30,800 円	100 mm	56,650 円	使用水量	1 m <sup>3</sup> につき	11 m <sup>3</sup> ~100 m <sup>3</sup> まで	121 円	101 m <sup>3</sup> ~200 m <sup>3</sup> まで	154 円	201 m <sup>3</sup> ~500 m <sup>3</sup> まで	176 円	501 m <sup>3</sup> 以上	198 円
口径	使用水量	金額																														
13 mm	10 m <sup>3</sup> まで	1,540 円																														
20 mm		1,650 円																														
25 mm		2,860 円																														
30 mm		4,400 円																														
40 mm		8,140 円																														
50 mm		12,650 円																														
75 mm		30,800 円																														
100 mm		56,650 円																														
使用水量	1 m <sup>3</sup> につき																															
11 m <sup>3</sup> ~100 m <sup>3</sup> まで	121 円																															
101 m <sup>3</sup> ~200 m <sup>3</sup> まで	154 円																															
201 m <sup>3</sup> ~500 m <sup>3</sup> まで	176 円																															
501 m <sup>3</sup> 以上	198 円																															
<p>料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)</p>	<p>令和 5 年 4 月 1 日</p>																															

④ 組織

本市では、上下水道事業管理者の権限を行う市長の下、運営組織として都市整備部上下水道課を配置しています。

平成 26 年度から窓口業務等の民間委託に伴い、水道事業と下水道事業を一体化した効率的な運営を行っており、令和 7 年 3 月末時点で、上下水道課 21 人のうち水道事業担当は 13 人であり、その内訳は、水道チームが 11 人と料金・会計チームが 2 人となっています。



<職員数・職種・年齢構成等>

区分	水道チーム			料金・会計チーム		合計
	事務職	水道技能員	会計年度	事務職	会計年度	
61 歳～			5			5
51～60 歳	1	1				2
41～50 歳	2				1	3
31～40 歳	1			1		2
～30 歳	1					1
合計	5	1	5	1	1	13

## (2) これまでの主な経営健全化の取組

本市の水道事業は、平成 17 年 1 月の 6 町村合併時において、3 上水道事業、27 簡易水道事業、20 飲料水供給施設の計 50 事業が存在していましたが、平成 19 年 11 月に「簡易水道事業統合計画」を国に提出し、平成 21 年 4 月には経営状況や財政状態を明確化するため、簡易水道事業に地方公営企業法を適用し上水道事業と会計統合、平成 21 年 9 月に高島市上水道事業の創設認可、令和 2 年 7 月には変更認可を経て、現在は 1 上水道事業として運営しています。

### 1. 民間活用

窓口業務、検針業務、賦課調定・収納業務、滞納整理業務、給水停止措置については、平成 26 年度から民間委託による「高島市上下水道料金お客様センター」を開設し、継続してサービス向上に努めています。(委託前と比較して、正規職員を 6 人削減しています)

また、浄水場の一部維持管理、毎日水質巡回監視、水質検査、中央監視システム保守点検、緩速ろ過池ろ過砂補砂、水道メーター交換、漏水調査についても民間委託を行っています。

### 2. 施設の統廃合

本市の給水区域面積は 10,480ha と広く、水道施設が広範囲に点在しています。

平成 17 年 1 月の 6 町村合併時に 50 か所あった浄水場は、令和 7 年 3 月末時点で 41 浄水場まで統廃合を進めており、維持管理の効率化と経費削減、更新投資の低減に努めています。

<統廃合の状況>

- ・武曽地区簡易水道を廃止し、高島上水道に統合
- ・中溝地区および鹿ヶ瀬地区簡易水道を廃止し、黒谷地区簡易水道に統合
- ・宮前地区簡易水道、坊および柏飲料水供給施設を統合し、新たに朽木東部地区簡易水道を整備
- ・新旭西部地区および新旭中部地区簡易水道を統合し、新旭中西部地区簡易水道として一体化
- ・新旭東部浄水場（旧簡水）を廃止し、新旭中西部浄水場に統合
- ・上開田浄水場（旧簡水）を廃止し、マキノ中部浄水場に統合
- ・広瀬南部浄水場（旧簡水）を廃止し、安曇川浄水場に統合

### 3. その他

水道料金については、合併で生じていた格差を解消するため平成 19 年 4 月に料金統一を行い、滋賀県内でも低廉な水道料金で経営を行っていましたが、経営改善のため平成 27 年 4 月に平均改定率 22.3%増、令和 5 年 4 月には 15%増の料金改定を実施しています。

収入未済額が増大しないよう、委託業者と連携を密にして徴収業務に取り組むとともに、キャッシュレス決済の強化による利便性の向上により、使用者が納付しやすい環境を整えています。

また、現金預金の一部を、金利入札による定期預金で運用し、収入の確保に努めています。

<浄水場の概要>

	浄水場名	原水種別	浄水方法	旧名称等
1	マキノ中部浄水場	浅井戸	紫	マキノ中央地区簡易水道 ※上開田統合
2	マキノ北部浄水場	深井戸、浅井戸	鉄・マ・紫	マキノ北部地区簡易水道
3	在原浄水場	表流水	緩	在原地区簡易水道
4	路原浄水場	浅井戸	膜	路原地区飲料水供給施設
5	国境浄水場	表流水	緩	国境地区飲料水供給施設
6	今津浄水場	湖水	緩	今津上水道
7	保坂浄水場	浅井戸	消	保坂地区簡易水道
8	角川浄水場	浅井戸	消	角川地区簡易水道
9	椋川浄水場	表流水	緩	椋川地区簡易水道
10	杉山浄水場	表流水	緩	杉山地区飲料水供給施設
11	天増川浄水場	浅井戸	緩	天増川地区飲料水供給施設
12	新旭中西部浄水場	浅井戸	紫・エア	新旭中西部地区簡易水道 ※中部・西部・東部統合
13	安曇川浄水場	浅井戸	鉄・マ・紫・エア	安曇川上水道 ※広瀬南部統合
14	広瀬北部浄水場	浅井戸	エア	広瀬北部地区簡易水道
15	打下浄水場	湖水	緩	高島上水道 ※武曾統合
16	横山浄水場	表流水	緩	横山地区簡易水道
17	高島浄水場	表流水	緩	高島地区簡易水道
18	黒谷浄水場	表流水	緩	黒谷地区簡易水道 ※中溝・鹿ヶ瀬統合
19	畑浄水場	表流水	緩	畑地区簡易水道
20	荒川浄水場	浅井戸	鉄・マ・エア	荒川地区簡易水道
21	野尻浄水場	浅井戸	消	野尻地区簡易水道
22	朽木東部浄水場	浅井戸	膜	朽木東部地区簡易水道 ※宮前・坊・柏統合
23	市場浄水場	浅井戸	紫	市場地区簡易水道
24	古川浄水場	浅井戸	消	古川地区簡易水道
25	麻生浄水場	浅井戸	緩	麻生地区簡易水道
26	地子原浄水場	表流水	緩	地子原地区簡易水道
27	栃生浄水場	浅井戸	鉄・マ	栃生地区簡易水道
28	大野浄水場	浅井戸	鉄・マ	大野地区飲料水供給施設
29	東村井浄水場	表流水	緩	東村井地区飲料水供給施設
30	西村井浄水場	表流水	緩	西村井地区飲料水供給施設
31	上村浄水場	表流水	緩	上村地区飲料水供給施設
32	家一浄水場	浅井戸	緩	家一地区飲料水供給施設
33	立戸浄水場	浅井戸	鉄・マ	立戸地区飲料水供給施設
34	横谷浄水場	浅井戸	緩	横谷地区飲料水供給施設
35	木地山浄水場	表流水	緩	木地山地区飲料水供給施設
36	能家浄水場	浅井戸	緩	能家地区飲料水供給施設
37	針畑浄水場	表流水	緩	針畑地区飲料水供給施設
38	古屋浄水場	表流水	緩	古屋地区飲料水供給施設
39	桑原浄水場	表流水	緩	桑原地区飲料水供給施設
40	平良浄水場	表流水	緩	平良地区飲料水供給施設
41	小川浄水場	表流水	緩	小川地区飲料水供給施設

※ 消＝消毒のみ、緩＝緩速ろ過、膜＝膜ろ過、鉄＝除鉄処理、マ＝除マンガン処理、エア＝エアレーション、紫＝紫外線処理

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

本市の経営戦略を策定するうえで、経営や施設の状況を分析するため、総務省が示す経営比較分析表（令和6年度決算）を用いて、類似団体との比較を行います。

<類似団体区分>

給水人口：3万人～5万人、水源：表流水、有収水量密度：全国平均未満

①経常収支比率

算 出 式	$\text{経常収益} / \text{経常費用} \times 100$																						
指 標 の 意 味	当該年度において、給水収益等の経常収益で維持管理費や支払利息などの経常費用をどの程度賄えているかを表す指標で、比率が高いほど経常利益が高いことを示しており、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要です。																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R02</th> <th>R03</th> <th>R04</th> <th>R05</th> <th>R06</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>111.25</td> <td>108.07</td> <td>105.08</td> <td>113.79</td> <td>111.45</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>108.83</td> <td>109.23</td> <td>108.04</td> <td>107.49</td> <td>107.15</td> </tr> </tbody> </table>						R02	R03	R04	R05	R06	当該値	111.25	108.07	105.08	113.79	111.45	平均値	108.83	109.23	108.04	107.49	107.15
	R02	R03	R04	R05	R06																		
当該値	111.25	108.07	105.08	113.79	111.45																		
平均値	108.83	109.23	108.04	107.49	107.15																		
	<p>経常収支比率は、令和5年度の料金改定による収益増加のため、類似団体の平均値を超えています。</p>																						

②累積欠損金比率

算 出 式	$\text{当年度未処理欠損金} / (\text{営業収益} - \text{受託工事収益}) \times 100$																						
指 標 の 意 味	営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補てんすることができず、複数年度にわたって累積した欠損金）の状況を表す指標であり、累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められます。																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R02</th> <th>R03</th> <th>R04</th> <th>R05</th> <th>R06</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>4.34</td> <td>4.69</td> <td>4.72</td> <td>5.76</td> <td>4.74</td> </tr> </tbody> </table>						R02	R03	R04	R05	R06	当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	平均値	4.34	4.69	4.72	5.76	4.74
	R02	R03	R04	R05	R06																		
当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00																		
平均値	4.34	4.69	4.72	5.76	4.74																		
	<p>本市では、累積欠損金は発生していません。</p>																						

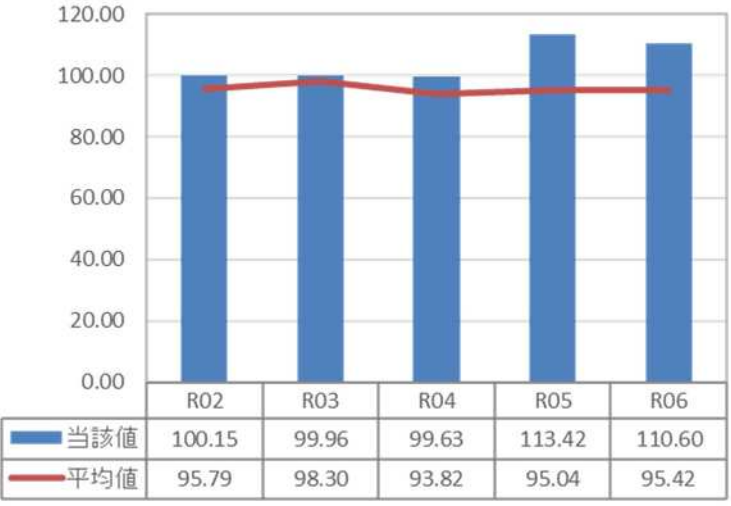
### ③流動比率

算 出 式	流動資産/流動負債×100																						
指 標 の 意 味	短期的な債務に対する支払能力を表す指標であり、1年以内に支払うことができる現金などがある状況を示す100%以上であることが必要です。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R02</th> <th>R03</th> <th>R04</th> <th>R05</th> <th>R06</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>226.54</td> <td>238.98</td> <td>236.65</td> <td>234.45</td> <td>266.60</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>327.77</td> <td>338.02</td> <td>345.94</td> <td>329.70</td> <td>319.99</td> </tr> </tbody> </table>							R02	R03	R04	R05	R06	当該値	226.54	238.98	236.65	234.45	266.60	平均値	327.77	338.02	345.94	329.70	319.99
	R02	R03	R04	R05	R06																		
当該値	226.54	238.98	236.65	234.45	266.60																		
平均値	327.77	338.02	345.94	329.70	319.99																		
<p>流動比率は、100%を超えていますが、類似団体と比べて低い数値で推移しているため、今後の更新投資に向けた資金造成を図る必要があります。</p>																							

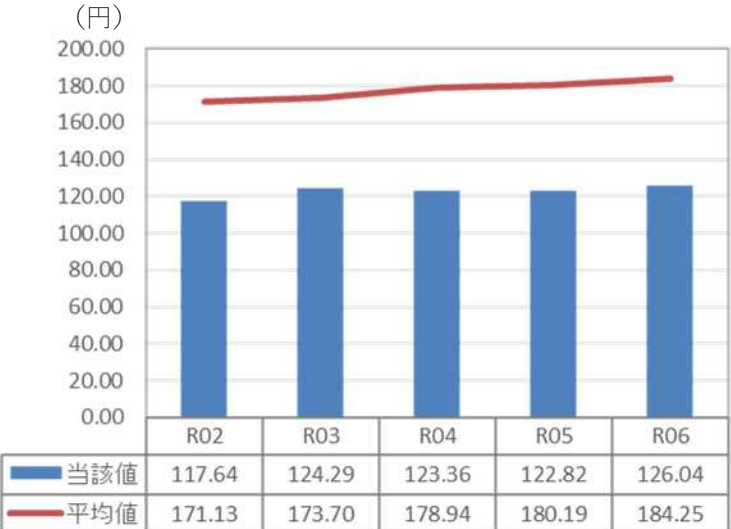
### ④企業債残高対給水収益比率

算 出 式	企業債現在高/給水収益×100																						
指 標 の 意 味	給水収益に対する企業債残高の割合であり企業債残高の規模を示す指標です。この比率が高い場合は、投資規模は適正か、料金水準は適正かといった分析を行い、必要な経営改善を図っていく必要があります。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R02</th> <th>R03</th> <th>R04</th> <th>R05</th> <th>R06</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>553.90</td> <td>506.35</td> <td>500.02</td> <td>441.39</td> <td>431.13</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>387.10</td> <td>379.91</td> <td>386.61</td> <td>381.56</td> <td>365.55</td> </tr> </tbody> </table>							R02	R03	R04	R05	R06	当該値	553.90	506.35	500.02	441.39	431.13	平均値	387.10	379.91	386.61	381.56	365.55
	R02	R03	R04	R05	R06																		
当該値	553.90	506.35	500.02	441.39	431.13																		
平均値	387.10	379.91	386.61	381.56	365.55																		
<p>企業債残高対給水収益比率は、類似団体と比べて高い数値で推移していることから、企業債への依存度が高い傾向にあります。</p> <p>令和5年度の料金改定により、比率は下がりましたが、適正な料金水準についても検討する必要があります。</p>																							

⑤料金回収率

算 出 式	供給単価/給水原価×100																
指 標 の 意 味	給水にかかる費用がどの程度給水収益で賄えているかを表す指標であり、100%を下回っている場合、給水にかかる費用が給水収益以外の収入で賄われていることを示しています。																
 <table border="1" data-bbox="199 907 933 996"> <tr> <td>■ 当該値</td> <td>100.15</td> <td>99.96</td> <td>99.63</td> <td>113.42</td> <td>110.60</td> </tr> <tr> <td>— 平均値</td> <td>95.79</td> <td>98.30</td> <td>93.82</td> <td>95.04</td> <td>95.42</td> </tr> </table>						■ 当該値	100.15	99.96	99.63	113.42	110.60	— 平均値	95.79	98.30	93.82	95.04	95.42
■ 当該値	100.15	99.96	99.63	113.42	110.60												
— 平均値	95.79	98.30	93.82	95.04	95.42												
<p>料金回収率は、料金改定による供給単価の上昇により、100%を超えています。</p>																	

⑥給水原価

算 出 式	$(\text{経常費用} - \text{長期前受金戻入}) / \text{年間総有収水量} \times 100$																
指 標 の 意 味	有収水量 1 m <sup>3</sup> あたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標です。																
 <table border="1" data-bbox="199 1724 933 1803"> <tr> <td>■ 当該値</td> <td>117.64</td> <td>124.29</td> <td>123.36</td> <td>122.82</td> <td>126.04</td> </tr> <tr> <td>— 平均値</td> <td>171.13</td> <td>173.70</td> <td>178.94</td> <td>180.19</td> <td>184.25</td> </tr> </table>						■ 当該値	117.64	124.29	123.36	122.82	126.04	— 平均値	171.13	173.70	178.94	180.19	184.25
■ 当該値	117.64	124.29	123.36	122.82	126.04												
— 平均値	171.13	173.70	178.94	180.19	184.25												
<p>給水原価は、直営で安価に運営しているため、類似団体より低く推移しています。</p>																	

⑦施設利用率

算 出 式	一日平均配水量/一日配水能力×100																						
指 標 の 意 味	一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R02</th> <th>R03</th> <th>R04</th> <th>R05</th> <th>R06</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 当該値</td> <td>46.13</td> <td>45.09</td> <td>48.91</td> <td>48.69</td> <td>51.90</td> </tr> <tr> <td>— 平均値</td> <td>60.12</td> <td>60.34</td> <td>59.54</td> <td>59.26</td> <td>60.44</td> </tr> </tbody> </table>							R02	R03	R04	R05	R06	■ 当該値	46.13	45.09	48.91	48.69	51.90	— 平均値	60.12	60.34	59.54	59.26	60.44
	R02	R03	R04	R05	R06																		
■ 当該値	46.13	45.09	48.91	48.69	51.90																		
— 平均値	60.12	60.34	59.54	59.26	60.44																		
<p>施設利用率は、概ね 50%弱で推移しており、施設数が多いため、個々の余力分の積み重ねも影響しているものの、全体的な配水量の減少傾向が大きな要因となっています。</p>																							

⑧有収率

算 出 式	年間総有収水量/年間総配水量×100																						
指 標 の 意 味	施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標であり、100%に近いほど施設の稼働状況が収益に反映されているといえます。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R02</th> <th>R03</th> <th>R04</th> <th>R05</th> <th>R06</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■ 当該値</td> <td>75.50</td> <td>77.83</td> <td>75.12</td> <td>77.27</td> <td>74.49</td> </tr> <tr> <td>— 平均値</td> <td>84.24</td> <td>84.19</td> <td>83.93</td> <td>83.84</td> <td>83.39</td> </tr> </tbody> </table>							R02	R03	R04	R05	R06	■ 当該値	75.50	77.83	75.12	77.27	74.49	— 平均値	84.24	84.19	83.93	83.84	83.39
	R02	R03	R04	R05	R06																		
■ 当該値	75.50	77.83	75.12	77.27	74.49																		
— 平均値	84.24	84.19	83.93	83.84	83.39																		
<p>有収率は、前年度を下回り、類似団体よりも低位で推移しており、管路の漏水調査を引き続き進めていく必要があります。</p>																							

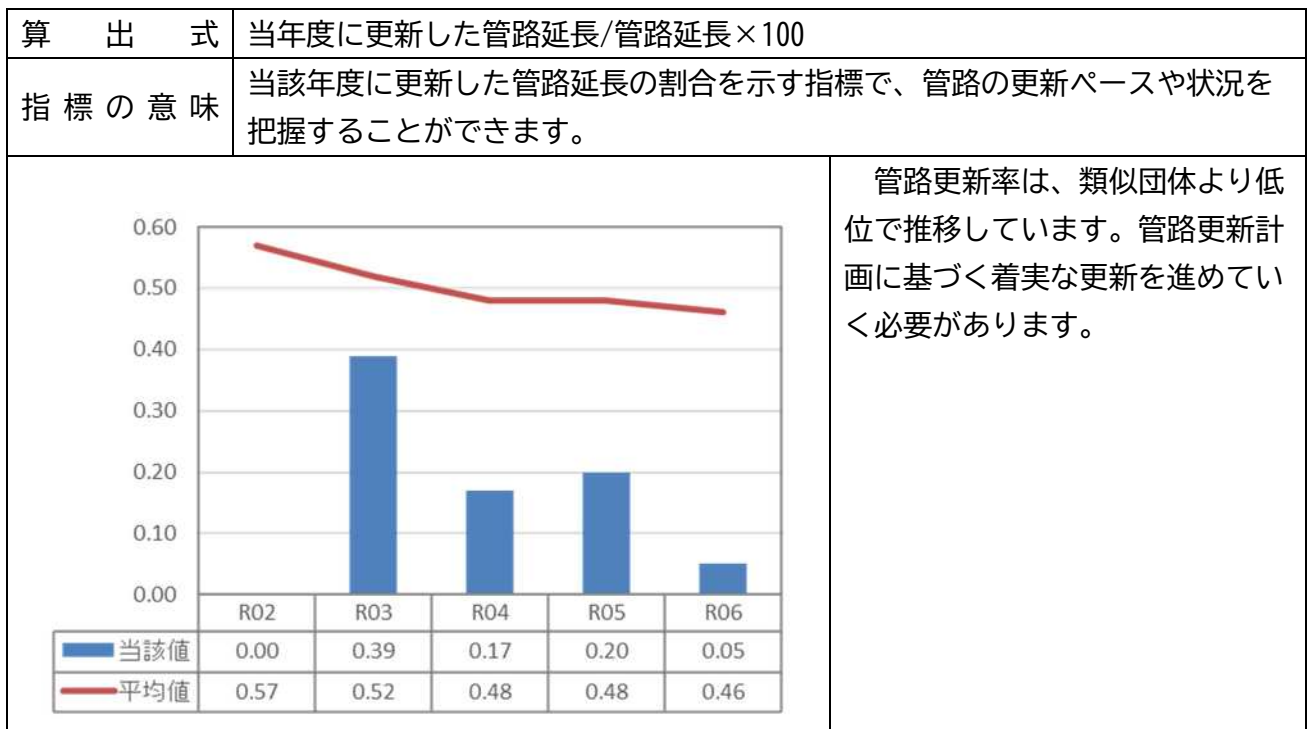
⑨有形固定資産減価償却率

算 出 式	有形固定資産減価償却累計額/有形固定資産のうち償却資産の帳簿原価×100																						
指 標 の 意 味	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示しています。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R02</th> <th>R03</th> <th>R04</th> <th>R05</th> <th>R06</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>55.25</td> <td>56.18</td> <td>57.68</td> <td>59.40</td> <td>60.97</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>48.83</td> <td>49.96</td> <td>50.82</td> <td>51.82</td> <td>52.53</td> </tr> </tbody> </table>							R02	R03	R04	R05	R06	当該値	55.25	56.18	57.68	59.40	60.97	平均値	48.83	49.96	50.82	51.82	52.53
	R02	R03	R04	R05	R06																		
当該値	55.25	56.18	57.68	59.40	60.97																		
平均値	48.83	49.96	50.82	51.82	52.53																		
<p>有形固定資産減価償却率は、類似団体を上回り、また年々上昇傾向にあることから、資産の老朽化が進行しています。</p>																							

⑩管路経年化率

算 出 式	法定耐用年数を経過した管路延長/管路延長×100																						
指 標 の 意 味	法定耐用年数を超えた管路延長の割合を示した指標で、管路の老朽化度合いを示しています。																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R02</th> <th>R03</th> <th>R04</th> <th>R05</th> <th>R06</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>29.50</td> <td>29.47</td> <td>33.47</td> <td>34.36</td> <td>36.24</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>18.18</td> <td>19.32</td> <td>21.16</td> <td>22.72</td> <td>24.16</td> </tr> </tbody> </table>							R02	R03	R04	R05	R06	当該値	29.50	29.47	33.47	34.36	36.24	平均値	18.18	19.32	21.16	22.72	24.16
	R02	R03	R04	R05	R06																		
当該値	29.50	29.47	33.47	34.36	36.24																		
平均値	18.18	19.32	21.16	22.72	24.16																		
<p>管路経年化率は、前年度を上回っており類似団体より高く、今後も更新時期を迎える管路が増加していくことが懸念されます。</p>																							

⑪管路更新率



<全体総括>

本市は、41の浄水場が広範囲に点在し、特に山間地域の小規模水道が多いことから、効率的な運営が難しい状況にあります。また、地理的にも大規模な統合は難しく老朽化も進んでいます。

有収水量については、大型リゾートホテルの開業により、有収水量の回復が期待できますが、人口減少等の影響は大きく、大幅な増加は見込めません。

今後も安全で良質な水道を安定的に供給していくためには、持続かつ強靱な水道システムを構築し、健全な事業経営を図る必要があることから、施設の耐震化や水需要の減少を踏まえた統廃合等を行うため、計画的に経営改善を図る必要があります。

また、世代間負担の公平性を確保するため、更新需要に対する計画的な事業実施と企業債発行の適正化を図るとともに、定期的に計画を見直し、適正な料金水準の見直しに取り組む必要があります。

## 2. 将来の事業環境

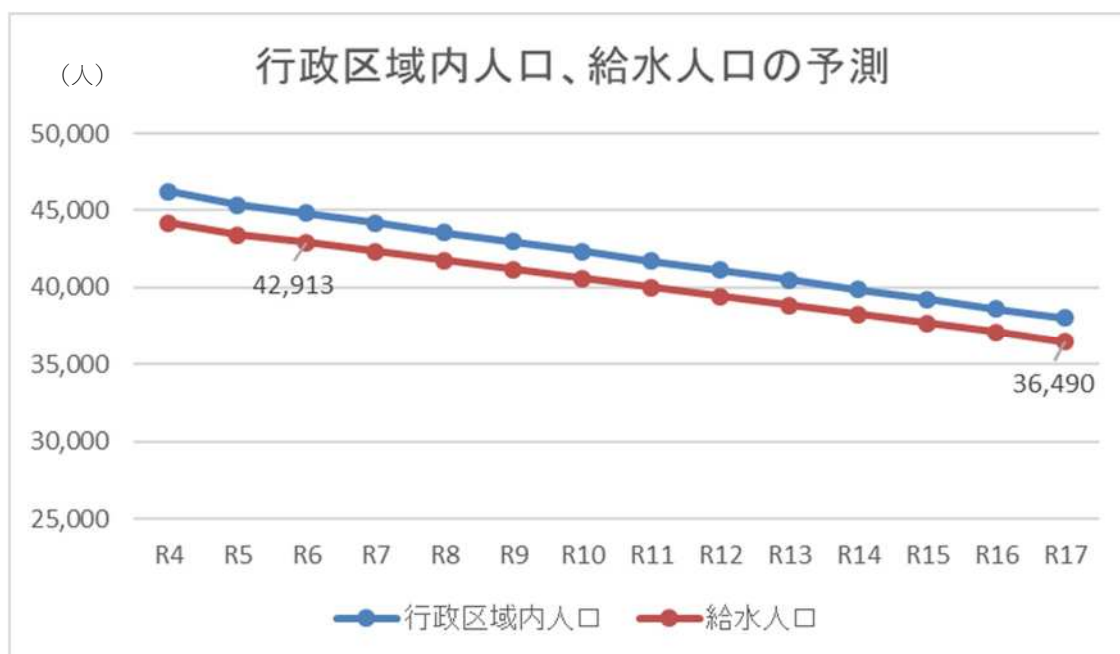
### (1) 給水人口の予測

給水人口 = 行政区域内人口 × 普及率

行政区域内人口は、近年減少傾向にあり、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による将来推計人口では、今後も少子高齢化の影響により減少していくものと予測されます。

社人研の将来推計人口は、令和2年度国勢調査の人口を基準としており、実際の人口とは誤差が生じるため、実績人口との乖離を考慮して行政区域内人口を推測し、普及率については、大幅な上昇は見込めないことから、令和6年度末時点の数値としました。

行政区域内人口は年々減少する見通しであり、給水人口も同様に減少していくと見込まれ、計画最終年度の令和17年度と令和6年度を比較すると15%減少すると予測されます。

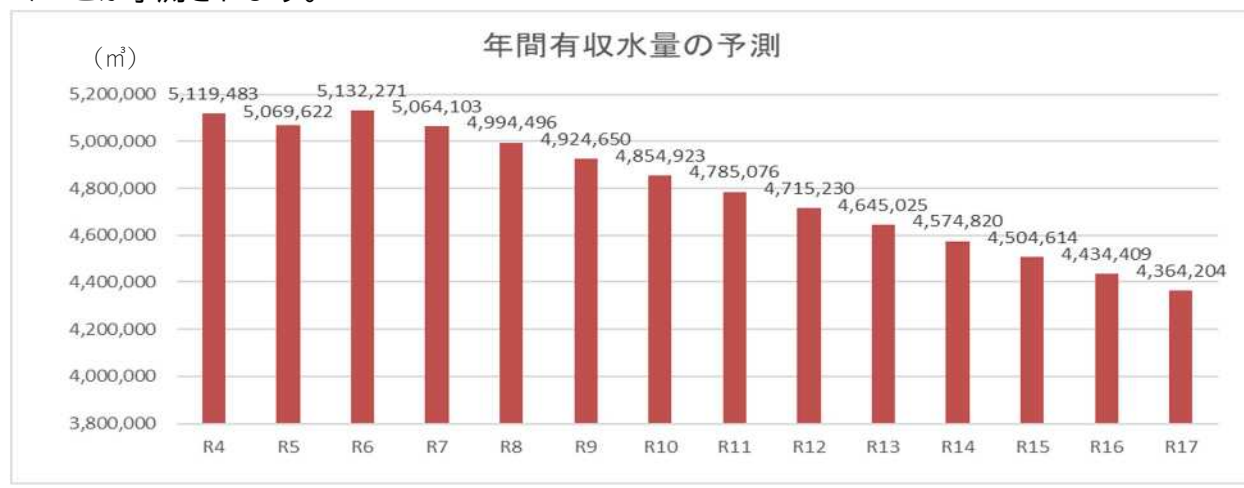


## (2) 水需要の予測

$$\text{有収水量} = 1 \text{人あたり有収水量} \times \text{給水人口}$$

有収水量については、令和6年度実績の1人あたり有収水量に、前述の給水人口を乗じて算出しました。

令和6年度の大型リゾートホテル開業により、有収水量は以前に比べ若干増加するものの、給水人口の減少や節水意識の向上、節水機器の普及等により水需要が低下し、年々減少していくことが予測されます。



## (3) 料金収入の見通し

$$\text{料金収入} = \text{供給単価} \times \text{有収水量}$$

料金収入については、令和7年度予測値の供給単価139.4円に、上述の有収水量を乗じて算出しました。

令和5年4月に料金改定を実施したことにより、料金収入は増加したものの、今後も現行の料金水準のまま推移する場合には、有収水量の減少により料金収入も減少していく見込みとなり、計画最終年度の令和17年度と令和6年度を比較すると15%減少することが予測されます。

今後の水道事業の財務状況等を見極めながら、適正な料金水準の検討を行います。



#### (4) 施設の見通し

本市の水道施設は、令和7年3月末時点で浄水場数41、配水池・加圧所を含めると103か所の施設が広範囲に点在しています。

現在も1浄水場の統廃合を進めており、平成17年1月の6町村合併時の50と比較すると統廃合が進んでいるものの、現存する多くの小規模水道は山間地域にあり、地理的要因から大規模な統廃合が難しい状況にあります。

また、水道施設の老朽化を示す有形固定資産減価償却率は61%で全国平均(52.5%)を上回り、今後も更新が必要な施設が増加していく見込みです。特に管路延長約639kmのうち法定耐用年数40年を経過した管路は231.5km(36.2%)であり、今後増大する老朽管路の更新や耐震化を着実に進めていく必要があります。

なお、市内最大浄水能力を有する今津浄水場は、電気計装設備の多くが昭和58年度に整備したものであり、計画期間中に全面更新を予定しています。

#### (5) 組織の見通し

窓口業務、検針業務、賦課調定・収納業務、滞納整理業務、給水停止措置については包括的業務委託を実施し、施設管理の一部や水質検査業務についても民間委託を行っています。

今後も住民サービスの低下が起らないよう、民間委託を活用した効率的な運営に努めます。また、市内広範囲に点在する水道施設の日常的な点検や軽微な補修などは、現在6名の水道技能員(うち会計年度任用職員5名)により対応していますが、将来にわたり専門的な人材を確保し水道水の安定供給を継続するためには、長期的な視点から民間委託を視野に入れた管理体制の構築が必要となっています。

### 3. 経営の基本方針

平成 31 年 3 月に策定した「第 2 次高島市水道事業基本計画」（以下「第 2 次基本計画」という。）に掲げる「安全」「強靱」「持続」の 3 つを基本方針とします。

#### **1. 安全（安全安心な水の供給）**

不安定な水源を抱える小規模な水道施設の対策として上水道への統合を進めるとともに、浄水施設の改良や中央監視施設の整備等による水質管理体制を強化し、安全な水道水の安定供給を図ります。

#### **2. 強靱（災害に強い強靱な水道の構築）**

近年頻発する自然災害に対応するため、基幹施設の耐震化や、重要管路および漏水が多い地域の老朽管路の更新や耐震化を進めます。

また、資機材の備蓄や応急給水など、近隣事業者との相互協力体制の充実を図ります。

#### **3. 持続（安定的な事業経営）**

浄水場や配水池等の合理的な施設配置（効率的な水運用）を行い、施設の統廃合を進めることにより、効率的な事業経営や経営基盤の強化による収支バランスのとれた健全な経営の維持を目指します。

#### 4. 投資・財政計画（収支計画）

- (1) 投資・財政計画（収支計画）：7. 資料のとおり  
 (2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

##### 収益的収支の前提条件

収支項目		前提条件	
収益	料金収入	供給単価に有収水量を乗じて推計	
		供給単価	令和7年度予測値を基に、令和8年度以降固定推移
		有収水量	1人あたり有収水量×給水人口
	他会計負担金	基準内繰入金	繰出基準に基づき推計
	他会計補助金	基準外繰入金	一般会計からの収支不足分の補填額
	長期前受金戻入	固定資産の取得に充てた財源である国庫補助金等を計上した長期前受金から、固定資産の減価償却費等見合い分を順次収益化するものとして推計	
その他	加入金、手数料、雑収益等について、令和6年度決算値をもとに令和8年度以降も計上が見込まれる額を推計		
費用	職員給与費	令和6年度決算値を基に、物価上昇率として令和8～12年度中は3%増、令和13～17年度中は1%増として推計するとともに一部業務の民間委託による業務効率化等を踏まえた推計値を計上	
	経費 (職員給与費を除く維持管理費)	基本的には令和6年度決算値を基に、物価上昇率として令和8～12年度中は3%増、令和13～17年度中は1%増として推計 委託料については、事業運営ならびに施設管理に必要な個別委託業務における経費（水道事業基本計画や管路更新・耐震化計画の改定委託、包括的業務委託、上水道施設維持管理等業務委託等）をもとに物価上昇率を加味し計上	
	減価償却費	法定耐用年数に基づき個別に推計	
	企業債利息	企業債の元利償還見込みに基づき、計画期間中の償還利子を算定 ※新規発行債の利率は令和7年度3%、以降毎年0.03%ずつ上昇で設定	
	その他	令和6年度決算値に基づき、必要経費を推計	

##### 資本的収支の前提条件

収支項目		前提条件
収入	企業債	将来計画している建設改良費の財源に充てる企業債について推計
	他会計負担金	一般会計からの繰入金を推計
	工事負担金	令和6年度決算値から推計
支出	建設改良費	第2次基本計画、その他計画等から推計 ※維持管理費同様の物価上昇率を見込む
	企業債償還金	企業債の元利償還見込みに基づき、計画期間中の償還元金を算定 ※新規発行債については、利率は令和7年度の利率を3%とし、以降0.03%ずつ上昇で設定し、償還方法は1年据置、償還期間は耐用年数に応じて設定

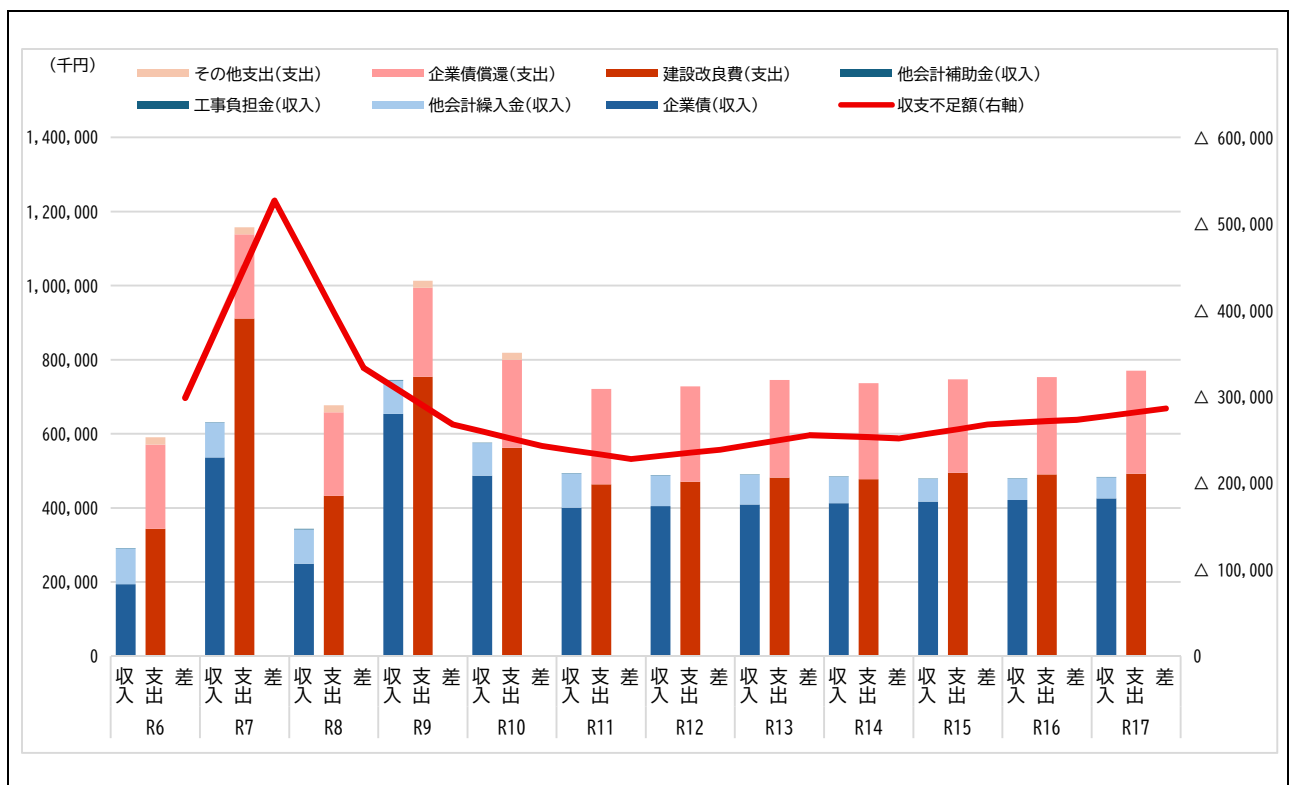
<投資計画：資本的収支および資本的収支不足額>

資本的収入は企業債・他会計繰入金が主な財源を構成しており、令和7年度に高水準となった後、令和8年度に一時的に低下し、令和10年度以降は概ね5億円前後で推移します。

一方、資本的支出は令和7年度・令和9年度において高く、それぞれ約11.6億円・約10.1億円を計上していますが、これは今津浄水場老朽化対策事業費や広瀬北部浄水場の安曇川浄水場との統合にかかる事業費の計上によるものです。令和11年度以降の建設改良費については、第2次基本計画の中で策定したアセットマネジメントの財政シミュレーションによる年間事業費4.5億円に、物価上昇等を加味した数値を計上し、更に企業債償還金が一定規模で継続していくため、支出全体としては7億円台で推移することが見込まれます。

これにより、収支不足額（右軸・折れ線）は令和7年度に一時的に▲5億円を超えるものの、令和9年度以降は概ね▲2.5億円～▲3億円程度で推移しますが、収支構造の抜本的な改善には至っていません。

こうした支出水準の高止まりの要因として、建設改良費の内訳や推移を次ページで詳述します。



① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>「安全」「強靱」「持続」の基本方針に従い、第2次基本計画（令和10年度まで）および管路耐震化・更新計画（令和7年度～令和21年度）に基づいて、計画的に事業を実施します。</p> <p>なお、令和11年度以降の事業費は、第2次基本計画の基準としている年間事業費4.5億円に物価上昇等を加味した数値としていますが、「第3次水道事業基本計画」の策定によって、事業費が追加・変更になる場合は経営戦略の見直しを行います。</p> <p>また、建設改良事業は多額の事業費を要し、その財源となる企業債発行については将来の負担となることから、経営状況を把握し適正な発行に努め、補助金等の要件に該当する場合にはこれを活用しながら計画的に事業を実施し、投資の平準化に努めます。</p>
-----	---

【計画期間中の主な資本的支出】

事業計画	該当年度	事業費	備 考
今津浄水場老朽化対策	R8～R10	847,041 千円	電気計装設備更新、管理棟・場内整備
広瀬北部浄水場の統合	R8～R10	276,015 千円	送水管整備
浄水場機械設備の更新	R8～R17	1,662,513 千円	計測設備、ポンプ設備等
管路更新・耐震化	R8～R17	2,069,761 千円	耐用年数超過および漏水が多い管路の更新、基幹管路の耐震化
営業設備費等の更新	R8～R17	83,983 千円	軽自動車、上下水道台帳・料金・公営企業会計の各システム
企業債償還金	R8～R17	2,533,440 千円	

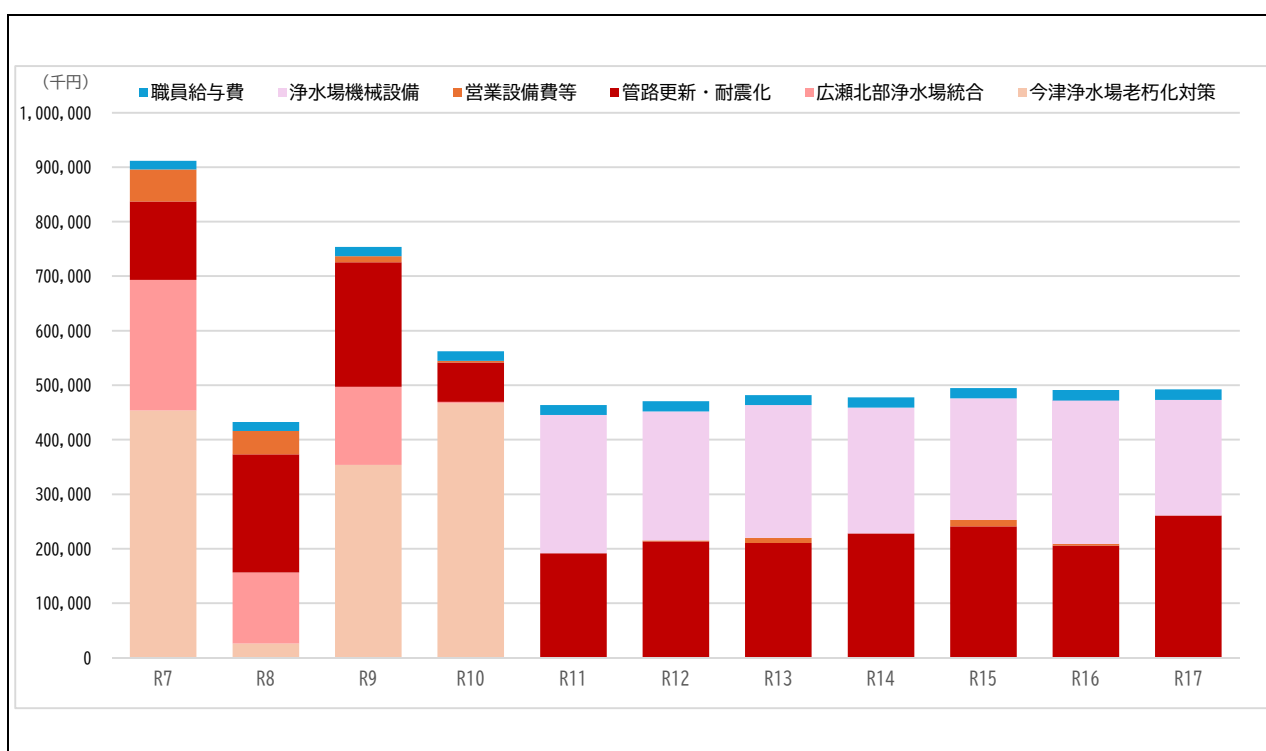
<投資計画における建設改良費の内訳>

建設改良費の内訳をみると、令和7年度・令和9年度・令和10年度は今津浄水場老朽化対策事業費や広瀬北部浄水場の安曇川浄水場との統合にかかる事業費が加わることで金額が高くなり、それぞれ約9億円・約7.5億円・約5.6億円に達します。

令和11年度以降は、こうした大規模事業費の収束と前述の年間事業費4.5億円を基準としているため、支出規模は約4.8億円～4.9億円程度で比較的安定して推移する見込みです。

また、主として管路および設備の更新や耐震化事業が中心となるため、計画期間を通じて一定規模の事業費が継続的に必要となってきます。

全体として、短期的には大規模施設の老朽化対策や統廃合が財政負担を押し上げる一方、中長期的には施設の更新・耐震化への継続的な投資が主要な支出となる構造です。



## ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>第2次基本計画等に基づき収支計画を策定しており、企業債の発行については世代間の負担の公平性を担保するという点から、資産に対するバランスに注視し、適正な企業債残高水準となるように努めていきます。</p> <p>なお、国庫補助金については、現在要件に該当しないことから計画期間中は計上していませんが、補助要件に該当する場合は積極的に活用することとし、財源の確保に努めます。</p>
-----	---

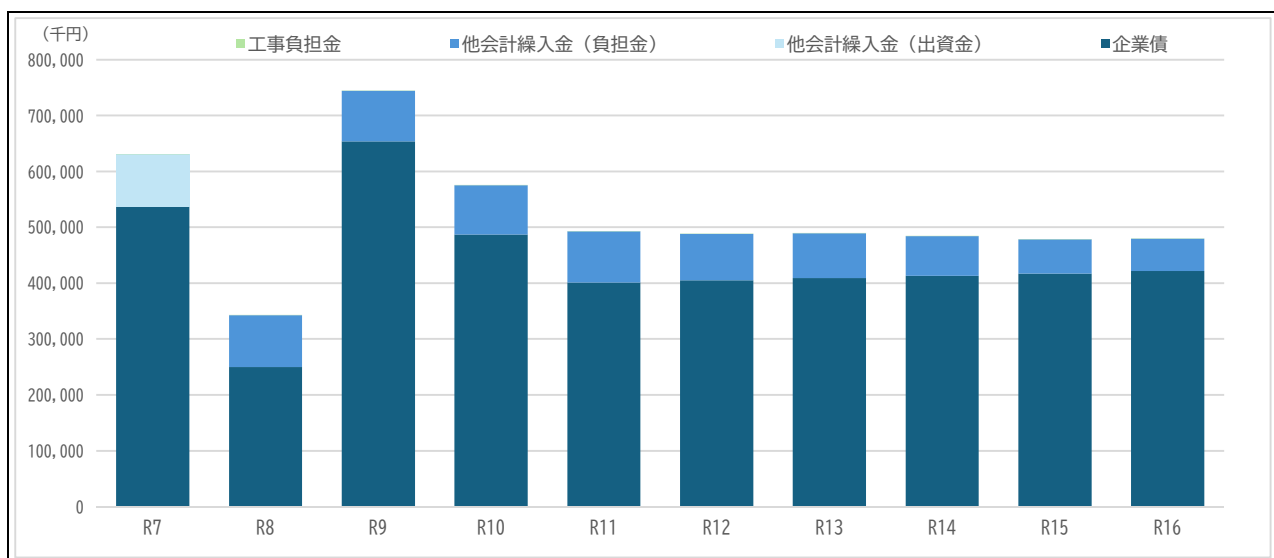
### <投資計画における建設改良費の財源内訳>

資本的収入の財源内訳をみると、企業債が全期間を通じて収入の大部分を占めており、特に令和7年度・令和9年度には約5.4億円・約6.5億円と高水準となっています。これは同時期の建設改良費の集中的な支出に対応した借入れによるものです。

令和11年度以降は企業債の規模がやや縮小し、収入全体の水準も建設改良費と同様に約4.8億円～4.9億円程度で推移します。ただし、財源の大半を引き続き企業債に依存している構造は変わらず、将来的な償還負担の増大につながる懸念されます。

他会計繰入金（負担金）については、総務省の繰出基準に基づく基準内繰入金であり、企業債以外の財源を補完する役割を担っていると言えます。

全体として、資本的収入は企業債への依存度が高く、繰入金が企業債の償還完了により縮小する中で、安定的な財源確保が今後の重要な課題となっています。



### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

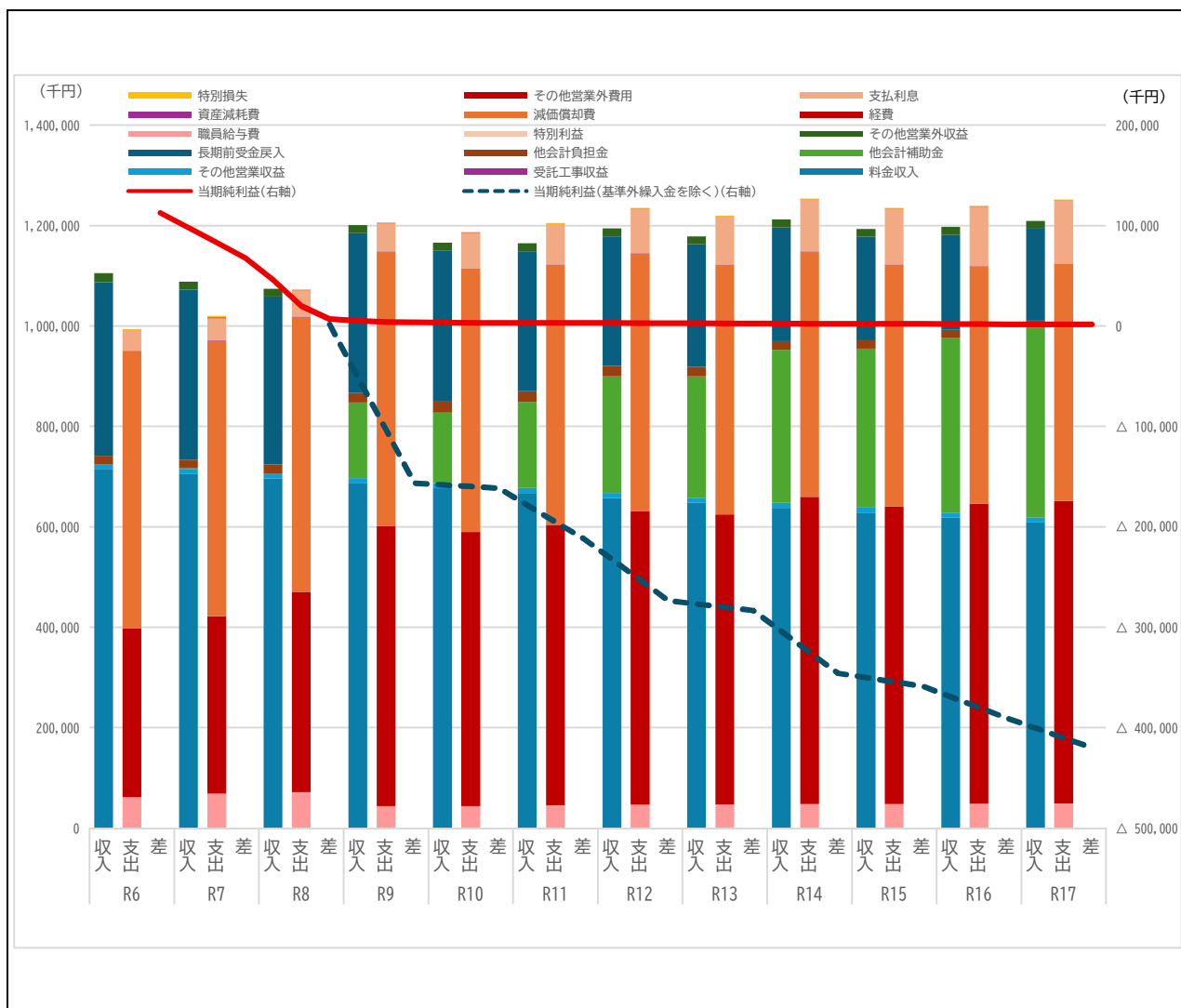
<財政計画：収益的収支および当期純利益>

収益的収支の推移をみると、収入・支出ともに概ね 10 億円～12 億円程度の水準で推移しており、全体的な規模は計画期間を通じて大きな変動はありません。収入の主な内訳は料金収入・他会計補助金・その他営業外収益であり、支出の主な内訳は経費・減価償却費・支払利息となっています。

一方、当期純利益（右軸・赤色実線）は減少傾向にあり、令和 6 年度時点では 1.1 億円であったものが、令和 17 年度には 150 万円程度にまで減少します。これは、減価償却費や支払利息といった固定的な費用および物価上昇等による費用負担が増える一方、料金収入等の財源が追いつかないことによるものです。

また、基準外繰入金を除いた当期純利益（右軸・青色点線）はさらに低い水準で推移しており、他会計からの補助がなければ収益的収支の赤字幅はより大きくなることを確認できます。

全体として、収益的収支においても構造的な収支悪化が進行しており、料金収入の確保や費用の効率化といった経営改善への取り組みが不可欠な状況にあります。



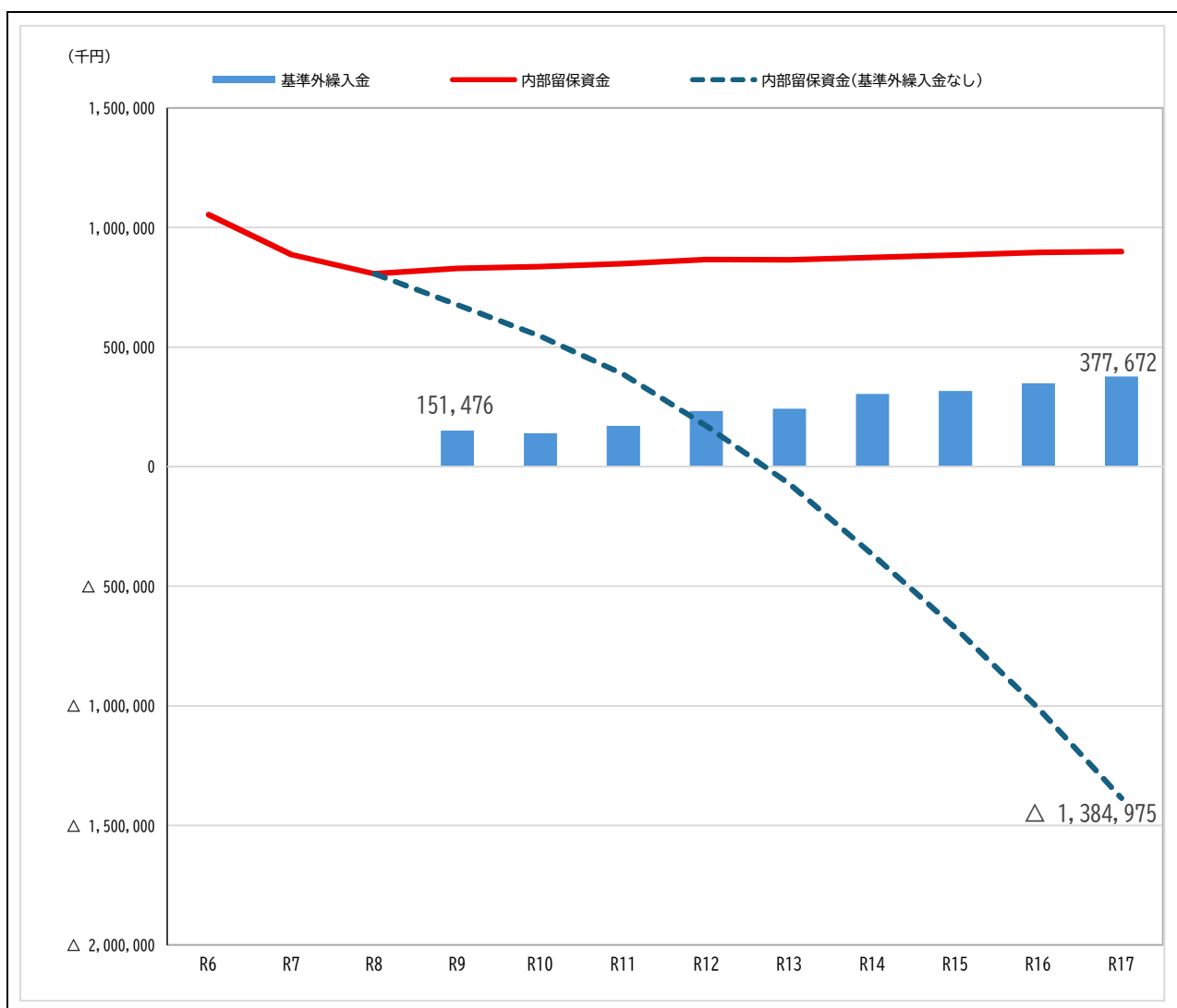
<財政計画：基準外繰入金および内部留保資金>

公営企業は、独立採算制の原則から基準外繰入金に依存しない事業経営が求められることから、収支の不均衡が見込まれる場合においては料金収入の見直しによる収支バランスを維持する必要があります。

先述の料金収入の見通しでは、一般会計からの基準外繰入金を見込む必要があり、令和9年度には約1.5億円、令和17年度には約3.8億円と逡増傾向で推移する見込みとなっており、繰入規模が年々拡大していくことから、事業運営における他会計への依存度が高まっていることが確認できます。

内部留保資金は令和6年度の約10.5億円から令和8年度にかけて約8.1億円まで低下した後、令和9年度以降は概ね8.5億円～9億円程度で比較的横ばいに推移しています。これは、基準外繰入金を投入することで内部留保資金の水準をある程度維持していることを示しています。

一方、基準外繰入金がない場合の内部留保資金（青色点線）は、令和8年度以降一貫して減少傾向にあり、令和17年度には▲14億円程度まで低下する見込みです。両折れ線の乖離が年々拡大していることから、基準外繰入金なしでは内部留保資金の継続的な減少が避けられない状況にあり、繰入金の確保が内部留保維持の前提となっていることが確認できます。



(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

<p>広 域 化</p>	<p>令和4年12月に滋賀県が策定した「滋賀県水道広域化推進プラン」において、将来的な全県1水道を目指し、「水道事業の広域連携に関する協議会」および「水道事業の将来見通しに関する研究会」で課題や方向性を検討し、個別検討部会にて「ゆるやかな広域連携」の推進に向けて情報交換を行い、実現可能な取組から徐々に進められている段階です。</p> <p>特に、公営企業会計システムの共同化については、大津市が中心となって任意協議会が設立され、国の水道情報活用システム導入支援事業を活用することで事業体間のデータを標準化しつつ、事務処理の標準化調整にも取り組まれています。本市は未加入ですが、全国でも先進的に取り組まれている事例であり、今後は積極的に検討することとし、県および他市町の動向を注視し、連携を図りながら、本市として最適な広域化の形態について検討していきます。</p>
<p>民間の資金・ノウハウ等の活用 PPP/PFI等の導入等</p>	<p>窓口業務、検針業務、賦課調定・収納業務、滞納整理業務、給水停止措置については、平成26年度から継続して包括的業務委託を実施し、浄水場等の維持管理、水質検査業務等についても一部民間委託を行っています。</p> <p>今後も、経営改善のために民間事業者の技術力やノウハウを積極的に活用し、職員の減少による技術力の低下を補うため、費用対効果を勘案して、最適な業務形態を検討します。</p> <p>また、ウォーターPPPについては、他団体の動向を注視し、検討を行います。</p>
<p>アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等 による投資の平準化)</p>	<p>予防保全として、定期点検による早めの修繕と、更新時の最適な手法を選択することで、施設・設備の効果的な長寿命化を図り、投資の平準化に努めます。</p>
<p>施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)</p>	<p>令和10年度までは、第2次基本計画に基づき、計画的に統廃合を進めているところですが、山間地域の小規模水道については統合が遅れている状況です。</p> <p>令和11年3月策定予定の「第3次水道事業基本計画」においては、小規模水道の新たな給水手法の検討も視野に入れ、将来的な事業運営の効率化に向けた施設の統廃合や業務改善の取り組みを検討します。</p>
<p>施設・設備の合理化 (スプレッドダウン)</p>	<p>施設・設備の更新の際には、最適な規模への縮小を検討します。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>有収率の向上に寄与するよう、計画的に管路の更新、耐震化を進めます。</p>

② 財源についての検討状況等

<p>料 金</p>	<p>料金収入は、人口減少や節水機器の普及等による有収水量の減少により、大きく減少する見込みです。</p> <p>持続可能な事業経営を行うためにも、早急に料金改定に向けた検討を行うとともに、改定以降も社会情勢の変化等を注視し、5年に1度（ただし経営環境の変化によっては5年以内）の経営戦略見直しにあたって、料金の適正水準について検証を行います。</p>
<p>企 業 債</p>	<p>これまでは、後年度負担を考慮し、企業債充当率を抑制してきたため、残高は減少傾向にありました。</p> <p>しかし、計画期間中は更新投資の増加等に伴う財源確保のため、企業債の発行が償還を上回り、残高が増加していく見込みです。</p> <p>将来世代との負担の公平性の観点から、企業債残高を考慮し可能な限り発行額の抑制を図る必要があります。</p>
<p>繰 入 金</p>	<p>消火栓に要する経費や旧簡易水道区域の建設改良事業にかかる企業債元利償還金に対する繰入金については、総務省の繰出基準に基づき、今後も継続して繰入を行います。</p> <p>また、基準外繰入金については、これまで旧簡易水道区域の建設改良事業にかかる過疎債の元利償還金のみで、資金不足を補てんするための基準外繰入金は発生していませんでした。しかし、収支計画では経営状況の悪化に伴って資金不足が見込まれるため、基準外繰入金を計上しています。</p> <p>独立採算制および受益者負担の原則から、基準外繰入金に頼らない経営を目指し、適切な時期に料金改定を行い健全な事業経営に向けた取り組みを進める必要があります。</p>
<p>資産の有効活用等による 収入増加の取組</p>	<p>現金預金の一部を、金利入札による定期預金で運用していますが、引き続き有利な運用方法を検討します。</p> <p>また、使用見込みのない遊休資産が生じた場合は、貸付や売却の検討を行います。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>国などの動向を注視し、交付金や補助金の交付要件を満たす場合は、積極的な活用を行うことで建設改良費の財源確保に努めます。</p>

## 5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>毎年度、事後検証を実施しながら、概ね5年ごとに経営戦略の見直しを行います。</p> <p>ただし、事業計画の変更や進捗状況が大きく乖離した場合、投資・財政計画が大幅に変更となる場合には、途中年度においても見直しを検討します。</p>
---------------------	---

## 6. 料金回収率向上に向けたロードマップ

料金回収率は、給水に係る費用がどの程度料金収入で賄えているかを表した指標であり、料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が料金収入で賄えていないことを意味します。

経営戦略の収支計画において、人口減少に伴う料金収入の減少、物価高騰に伴う経費の増加等の経営環境の悪化により、料金回収率が令和12年度は70.6%、令和17年度は59.5%となることから、早期に水道料金の改定を含めた経営健全化について検討し、令和17年度の料金回収率において、100%以上を目指します。

料金回収率の推移予測(現行料金の場合)

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
料金回収率	110.6%	104.1%	95.2%	78.3%	78.7%	75.7%	70.6%	69.6%	65.0%	63.9%	61.5%	59.5%

項目	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17		
経営戦略策定(R8.3改定)計画期間		→											
経営戦略の見直し	●					●						●	
水道料金検討		●					●						
水道料金改定			→										
料金回収率検証	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第3次水道事業基本計画(R11~R20)の策定			●	●									
基本計画の見直し									●				
管路耐震化・更新計画(R7~R21)の見直し						●							
有収率検証	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

### 業績目標

指標	令和12年度	令和17年度
経常収支比率	100%以上	100%以上
料金回収率	100%以上	100%以上

## 7. 資料

### 投資・財政計画（収支計画）

#### （1）収益的収支

区 分		年 度	令和6年度 （決算）	令和7年度 〔決算〕 見込	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)		724,652	715,077	706,450	696,713	686,993
	(1) 料金収入		715,455	705,936	696,233	686,496	676,776
	(2) 受託工事収益 (B)						
	(3) 補助金		9,197	9,141	10,217	10,217	10,217
	その他負担金		8,065	8,296	9,383	9,383	9,383
	その他営業外収益		1,132	845	834	834	834
	2. 営業外収益		381,379	373,095	367,763	504,007	479,092
	(1) 補助金		17,001	18,413	17,563	169,771	162,249
	基準内繰入金		16,988	18,407	17,561	18,720	22,136
	基準外繰入金		13	6	2	151,051	140,113
	(2) 長期前受金戻入		345,540	338,988	334,506	318,542	301,149
	(3) その他		18,838	15,694	15,694	15,694	15,694
	収入計 (C)		1,106,031	1,088,172	1,074,213	1,200,720	1,166,085
収 益 的 支 出	1. 営業費用		950,704	973,223	1,013,441	1,139,572	1,089,949
	(1) 職員給与費		61,246	68,668	71,603	43,471	43,877
	基本給		52,585	58,645	60,243	36,574	37,672
	退職給付費						
	その他		8,661	10,023	11,360	6,897	6,205
	(2) 経費		336,392	355,133	398,936	557,799	545,830
	動力費		1,103	1,104	1,200	1,200	1,200
	修繕費		66,117	59,174	56,135	57,819	59,554
	材料費		3,854	4,316	4,092	4,215	4,341
	その他		265,318	290,539	337,509	494,565	480,735
	(3) 減価償却費		552,734	548,422	542,570	537,970	499,910
	(4) 資産減耗費		332	1,000	332	332	332
	2. 営業外費用		41,725	43,891	52,044	55,922	71,267
(1) 支払利息		41,630	43,793	51,946	55,821	71,163	
(2) その他		95	98	98	101	104	
支出計 (D)		992,429	1,017,114	1,065,485	1,195,494	1,161,216	
経常損益 (C)-(D) (E)		113,602	71,058	8,728	5,226	4,869	
特別利益 (F)		225					
特別損失 (G)		1,144	2,926	1,670	1,670	1,670	
特別損益 (F)-(G) (H)		△ 919	△ 2,926	△ 1,670	△ 1,670	△ 1,670	
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)		112,683	68,132	7,058	3,556	3,199	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)							
流動資産 (J)		1,296,182	1,121,342	1,040,705	1,062,594	1,070,970	
流動負債 (K)		486,188	477,203	491,980	489,026	489,951	
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		724,652	715,077	706,450	696,713	686,993	

※現行の料金制度を維持するとして推移した場合の収支計画としています。

(単位：千円)

令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
<b>677,257</b>	<b>667,520</b>	<b>657,733</b>	<b>647,947</b>	<b>638,160</b>	<b>628,374</b>	<b>618,587</b>
667,040	657,303	647,516	637,730	627,943	618,157	608,370
10,217	10,217	10,217	10,217	10,217	10,217	10,217
9,383	9,383	9,383	9,383	9,383	9,383	9,383
834	834	834	834	834	834	834
<b>487,306</b>	<b>526,707</b>	<b>520,814</b>	<b>564,110</b>	<b>555,277</b>	<b>568,927</b>	<b>590,834</b>
193,079	252,739	260,865	321,951	333,385	363,768	392,000
21,750	20,276	18,909	17,589	16,397	15,335	14,328
171,329	232,463	241,956	304,362	316,988	348,433	377,672
278,533	258,274	244,255	226,465	206,198	189,465	183,140
15,694	15,694	15,694	15,694	15,694	15,694	15,694
<b>1,164,563</b>	<b>1,194,227</b>	<b>1,178,547</b>	<b>1,212,057</b>	<b>1,193,437</b>	<b>1,197,301</b>	<b>1,209,421</b>
<b>1,078,647</b>	<b>1,101,312</b>	<b>1,078,513</b>	<b>1,104,862</b>	<b>1,078,829</b>	<b>1,075,540</b>	<b>1,080,358</b>
45,193	46,549	47,013	47,484	47,959	48,439	48,923
38,802	39,966	40,365	40,769	41,177	41,589	42,005
6,391	6,583	6,648	6,715	6,782	6,850	6,918
558,502	584,555	577,334	611,861	592,735	597,416	602,146
1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
61,341	63,182	63,814	64,453	65,098	65,749	66,407
4,471	4,605	4,651	4,698	4,745	4,792	4,840
491,490	515,568	507,669	541,510	521,692	525,675	529,699
474,620	469,876	453,834	445,185	437,803	429,353	428,957
332	332	332	332	332	332	332
<b>81,101</b>	<b>88,476</b>	<b>95,918</b>	<b>103,300</b>	<b>110,822</b>	<b>118,449</b>	<b>125,860</b>
80,994	88,366	95,807	103,188	110,709	118,335	125,745
107	110	111	112	113	114	115
<b>1,159,748</b>	<b>1,189,788</b>	<b>1,174,431</b>	<b>1,208,162</b>	<b>1,189,651</b>	<b>1,193,989</b>	<b>1,206,218</b>
<b>4,815</b>	<b>4,439</b>	<b>4,116</b>	<b>3,895</b>	<b>3,786</b>	<b>3,312</b>	<b>3,203</b>
1,670	1,670	1,670	1,670	1,670	1,670	1,670
△ 1,670	△ 1,670	△ 1,670	△ 1,670	△ 1,670	△ 1,670	△ 1,670
<b>3,145</b>	<b>2,769</b>	<b>2,446</b>	<b>2,225</b>	<b>2,116</b>	<b>1,642</b>	<b>1,533</b>
1,082,865	1,099,557	1,098,250	1,109,275	1,118,298	1,129,483	1,133,431
489,327	495,573	490,879	484,583	494,321	296,888	298,932
677,257	667,520	657,733	647,947	638,160	628,374	618,587

(2) 資本的収支

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
				(決算)	[決算] 見込]			
資本的 収入	資本的 収入	1. 企業債		194,800	536,800	249,900	653,600	487,300
		2. 他会計出資金		96,742	93,693			
		3. 他会計補助金				872	425	
		4. 他会計負担金				92,502	90,749	87,943
		5. 他会計借入金						
		6. 国(都道府県)補助金						
		7. 固定資産売却代金						
		8. 工事負担金		468	400	400	400	400
		9. その他経営補助						
		計 (A)		292,010	630,893	343,674	745,174	575,643
		(A)のうち翌年度へ繰り越 される支出の財源充当額	(B)					
		純計 (A)-(B) (C)		292,010	630,893	343,674	745,174	575,643
		1. 建設改良費		343,694	911,586	432,361	753,616	562,107
		うち職員給与費		13,402	15,829	16,290	16,779	17,280
2. 企業債償還金		227,585	226,679	225,616	240,392	237,438		
3. 他会計長期借入返還金		19,507	19,507	19,507	19,508	19,508		
4. 他会計への支出金								
5. その他								
計 (D)		590,786	1,157,772	677,484	1,013,516	819,053		
資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (D)-(C) (E)			298,776	526,879	333,810	268,342	243,410	
補填財源	補填財源	1. 損益勘定留保資金		268,792	445,483	296,091	201,427	193,916
		2. 利益剰余金処分量						
		3. 繰越工事資金						
		4. その他		29,984	81,396	37,719	66,915	49,494
		計 (F)		298,776	526,879	333,810	268,342	243,410
補填財源不足額 (E)-(F)								
他会計借入金残高(G)			78,030	58,523	39,016	19,508		
企業債残高(H)			3,084,549	3,394,670	3,418,954	3,832,162	4,082,024	

○他会計繰入金

区 分		年 度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
				(決算)	[決算] 見込]			
収益的収支分			25,066	26,709	26,946	179,154	171,632	
	うち基準内繰入金		25,053	26,703	26,944	28,103	31,519	
	うち基準外繰入金		13	6	2	151,051	140,113	
資本的収支分			96,742	93,693	93,374	91,174	87,943	
	うち基準内繰入金		93,629	92,376	92,502	90,749	87,943	
	うち基準外繰入金		3,113	1,317	872	425		
合 計			121,808	120,402	120,320	270,328	259,575	

(単位：千円)

令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
401,000	405,000	409,100	413,200	417,300	421,500	425,700
91,820	83,257	80,389	71,145	61,241	57,811	57,420
400	400	400	400	400	400	400
<b>493,220</b>	<b>488,657</b>	<b>489,889</b>	<b>484,745</b>	<b>478,941</b>	<b>479,711</b>	<b>483,520</b>
493,220	488,657	489,889	484,745	478,941	479,711	483,520
463,501	470,491	482,175	477,908	494,687	491,014	492,389
17,800	18,333	18,516	18,702	18,889	19,078	19,269
257,871	257,247	263,493	258,799	252,503	262,241	277,840
<b>721,372</b>	<b>727,738</b>	<b>745,668</b>	<b>736,707</b>	<b>747,190</b>	<b>753,255</b>	<b>770,229</b>
<b>228,152</b>	<b>239,081</b>	<b>255,779</b>	<b>251,962</b>	<b>268,249</b>	<b>273,544</b>	<b>286,709</b>
187,669	198,011	213,664	210,252	225,030	230,677	243,734
40,483	41,070	42,115	41,710	43,219	42,867	42,975
228,152	239,081	255,779	251,962	268,249	273,544	286,709
4,225,153	4,372,906	4,518,513	4,672,914	4,837,711	4,996,970	5,144,830

(単位：千円)

令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
202,462	262,122	270,248	331,334	342,768	373,151	401,383
31,133	29,659	28,292	26,972	25,780	24,718	23,711
171,329	232,463	241,956	304,362	316,988	348,433	377,672
91,820	83,257	80,389	71,145	61,241	57,811	57,420
91,820	83,257	80,389	71,145	61,241	57,811	57,420
294,282	345,379	350,637	402,479	404,009	430,962	458,803